

いまりパパネットワーク会則

(名称)

第1条 この会は、いまりパパネットワークと称する。

(事務所)

第2条 いまりパパネットワークは、事務所を佐賀県伊万里市二里町八谷搦68番地18に置く。

(目的)

第3条 いまりパパネットワークは、期間限定の子育てにおける男性の意識改革をすることで、地域の福祉増進を目的とする。

(活動)

第4条 いまりパパネットワークは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)子どもの健全育成を図る活動
- (3)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(入会資格)

第5条 入会資格は、次のとおりとする。

- (1)育児参加に関心がある男性

(会員)

第6条 いまりパパネットワークの会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員・・・この市民活動団体の目的に賛同し入会したものとする。
- (2) 賛助会員・・・この市民活動団体の事業を賛助するために入会したものとする。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 自らの意志で退会するとき
- (2) 会員である団体が消滅したとき

(役員)

第8条 いまりパパネットワークは、次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 1名

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 代表は、この団体を代表し、その活動を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その業務を代行する。

(会則の変更)

第10条 この会則は正会員の3分の2の承認が無ければ変更できない。

附 則

この会則は、平成30年5月10日から施行する。